「Romin Light State of the American Control of the Land of the La

改正 令和 2 年 3 月 27日警察本部訓令第13号、令和 6 年 3 月 21日 第16号

北海道警察における 障 がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令を次のように定める。

(趣旨)

(定義)

- - (1) 障がい 身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害及び高次脳機能障害を含む。) その他の心身の機能の障害 (難病等により起因する障害を含む。) たんしんの になっている () をいうこと () をいうにいる () をいうにいる () をいうこと () をいうこと () をいうにいる () をいる () をいる () をいる () をいうにいる () をいる () をいる () をいうにいる () をいうにいる () をいうにいる () をいうにいる () をいる () をい
 - (2) 障がい者 障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
 - (3) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条職員は、その担当する事務を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮の提供)

- 第4条 職員は、その担当する事務を行うに当たり、障がい者から現に社会的障礙に対会の障害を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に任う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害しながにきしょうないよう、当該障が出者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。(所属長の責務)
- 第5条 所属長は、前2条に規定する事項に関し、障がいを理由とする差別の解消 を推進するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 日常の執務を通じた指導により、その監督する職員の注意を喚起し、及び障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
 - (2) 障がい者及びその家族その他の関係者 (だい こう) によったい こう によったい こう で がい者及びその家族その他の関係者 $(\mathbf{F}, \mathbf{7}, \mathbf{k}, \mathbf{k}, \mathbf{7}, \mathbf{7}, \mathbf{k}, \mathbf{7}, \mathbf{7},$

もうしでとう 申 出等があった場合に、速やかにその状況を確認すること。

- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合に、その監督する職員に対し、合理的配慮 の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 所属 長 は、障 がいを理由とする差別に関する問題が 生 じた場合には、迅速かつ適切にこれに対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第6条 職員が、時がい者に対して当な差別を扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供をした場合は、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(相談体制の整備)

- 第7条 障がいる等級相談 (北海道警察相談取扱 規程 (平成13年北海道警察相談の事務相談の事務相談の事務相談の事務 相談取扱 見 (平成13年北海道警察者 またいたいたい こう だい にょう という。) に対応 本部訓令第10号)第1条 に規定する警察相談をいう。第2項において同じ。)に対応 するための相談窓口(以下この条 において「相談窓口」という。)においては、 障 がい者の性が 年齢、 状態等に配慮するとともに、対面のほか、手紙が 電子メールその他 障 がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる 多様な手段を、可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 2 相談窓口に寄せられた警察相談については、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の警察相談において活用するものとする。
- 3 相談窓口については、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。 (研修及び啓発)
- 第8条 警務部長は、障がいを理由とする意思のがはよって推進しなるため、職員に対し、法の周知、障がい者から話を聞く機会を設ける等必要な研修及び啓発を行うものとする。
- 2 前項に規定する研修は、次の各号に掲げる職員に対し、それぞれ当該各号に定める内容について実施するものとする。
 - (1) 新たに職員となった者 障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項 (2) 新たに所属長となった者 障がいを理由とする差別の解消等に関して求められ
 - (2) 新たに所属長となった者 障がいを理由とする差別の解消等に関して求められる役割
- 3 第1項に規定する啓発は、障がいの特性を理解させるとともに、障がい者の性別や 年齢等にも配慮した適切な対応に必要な事項について実施するものとする。

附,則

- この訓令は、平成28年4月1日から施行する。 まったく れいわったがいます はんけいさつほん ぶくんれいだい こうう 附 則 (令和2年警察本部訓令第13号)
- この訓令は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 (令和6年警察本部訓令第16号)
- この訓令は、令和6年4月1日から施行する。